

■天草市定住促進奨励金 受給手続きフロー図



補助金申請

市役所

申請者

天草市
地域政策課

□定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)

□申請者の誓約・承諾書(様式第1号 別紙1)

請求先：天草市 地域政策課
あまくさライフよりダウンロードすることも可能です。
※どちらも添付しております

□世帯全員の住民票の写し

請求先：天草市役所市民課
各支所市民課担当窓口など

□世帯全員の戸籍の附票

請求先：現在本籍地のある自治体
過去に本籍を置いていた自治体の窓口
(例：市民課、町民課、住民課など)
・婚姻し新たに戸籍を作成されている場合は、
結婚前の筆頭者の附票を入手し、結婚前の住所を確認します。
・婚姻や自己都合により転籍された場合には、
転籍前の自治体からも附票を取り寄せて下さい。
※ただし、申請時からさかのぼり過去5年分の住所が
証明出来ていれば構いません。

□18歳以上の世帯全員の市税等の
滞納がないことを証明できる書類 (納税証明書等)

請求先：天草市への転入日の前年1月1日時点の住所地の自治体窓口
※天草市への転入日が10～12月の間の場合は、本年1月1日時点の住所地の自治体窓口
・前住所地において、何らかの納税をした方は「前年の納税証明書」を提出してください。
・所得がなく、市区町村民税の他、固定資産税や軽自動車税、
国民健康保険税等を納税していない方は
「滞納のない証明書」か「滞納がない旨が記載された記載事項証明書」を提出してください。

□売買契約書又は賃貸借契約書の写し

空き家等に入居された確認をするための書類として
いずれかの契約書の写しを添付してください。

□その他市長が必要と認める書類

交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知書・商品券引き渡し期限の通知をお送りいたします。

交付請求

□交付請求書

天草市役所 地域政策課窓口にて商品券をお渡しします。

■ 天草市定住促進奨励金 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 転入前に世帯主又は世帯員のいずれかが利用希望登録者であること
 - (2) 本市以外（上天草市及び苓北町を除く。）から空き物件（所有者等が交付対象者の3親等以内の親族の場合を除く。）に転入し、次のいずれかに該当すること
 - ア 過去に本市(天草市設置前の旧市町を含む。)に居住したことがないこと
 - イ 過去に本市を転出し、5年以上経過していること
 - (3) 本市の住民基本台帳又は外国人登録原票（以下「住民基本台帳等」という。）に登録されている者で、生活の本拠を本市に有していること
 - (4) 世帯員に転勤による者を含まないこと。ただし、空き物件を購入し、居住する場合はこの限りでない
 - (5) 生活保護の受給者及び市税等の滞納者を含まないこと
 - (6) 児童、生徒、学生のみの世帯でないこと
 - (7) 交付申請の日が、本市に転入した日から起算して3か月以上1年以内（以下「申請期限」という。）であること
 - (8) 交付申請の日から3年以上継続して本市に居住する意思を有していること
- 2 奨励金の交付回数は、同一の世帯に対して、1回限りとし、移住支援金(東京23区移住・就業・起業型)との併給はできません。

【交付方法】

単身世帯の場合…10万円分の天草宝島商品券

2人以上の世帯の場合…20万円分の天草宝島商品券

※交付場所は、天草市役所地域政策課となります。

※有効期間は、市が指定する日（発行日）から5ヵ月間。

※1枚1,000円（お釣りはできません）。

【注意】

毎年予算には上限がありますので、早めの相談、申告、報告をお願いいたします。